

兵庫県公報

平成25年9月6日 金曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

規 則	ページ
○ 景観の形成等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（都市政策課）	1

公布された法令のあらまし

●景観の形成等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（規則第37号）

景観の形成等に関する条例の一部改正により、景観形成地区内等の建築物等その他の物件の所有者等は、その外観について、破損又は腐食が生じた状態とならないよう適切に管理しなければならないこととされること等に伴い、指導等及び命令の対象となる破損又は腐食が生じた状態等規則に委任された事項を定める等次に掲げる規則について所要の整備を行うこととした。

- 1 景観の形成等に関する条例施行規則
- 2 屋外広告物条例施行規則
- 3 景観審議会規則

規 則

景観の形成等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年9月6日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第37号

景観の形成等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

（景観の形成等に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 景観の形成等に関する条例施行規則（昭和60年兵庫県規則第48号）の一部を次のように改正する。

本則（第27条を除く。）、別表及び様式中促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

目次中「第1条」を「第1条・第1条の2」に、「風景形成地域」を「広域景観形成地域」に、「第17条の11」を「第17条の16」に、「第4章の3 空地（第22条の9）」を「第4章の3 建築物等その他の物件（第22条の9—第22条の12）」に改める。

第1章中第1条の次に次の1条を加える。

（工作物）

第1条の2 条例第2条第4号に規定する規則で定める工作物は、土地に設置される太陽光発電設備とする。

「第3章 風景形成地域に係る手続等」を「第3章 広域景観形成地域に係る手続等」に改める。

第10条の見出し中「風景形成地域」を「広域景観形成地域」に改め、同条第1項第1号中「風景形成地域」を「広域景観形成地域」に改め、「名称」の右に「及び種別」を加え、同項第2号及び第3号中「風景形成地域」を「広域景観形成地域」に改める。

第11条の見出し中「風景形成基準」を「広域景観形成基準」に改め、同条第1項第1号中「風景形成地域」を「広域景観形成地域」に改め、同項第2号中「風景形成基準」を「広域景観形成基準」に改める。

第14条、第15条の見出し及び同条第3号中「風景」を「広域景観」に改める。

第3章の3中第17条の11の次に次の5条を加える。

（保存活用計画の認定の申請）

第17条の12 条例第21条の14第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による認定を申請しようとする者は、保存活用計画（変更）認定申請書（様式第6号の2）に、保存活用計画を添付して、こ

れを知事に提出しなければならない。

(認定景観形成重要建造物に係る許可を要しない行為)

第17条の13 条例第21条の17第1項ただし書に規定する規則で定める行為は、第17条の10第1号、第2号及び第5号に掲げる行為とする。

(現状変更等に係る許可の申請)

第17条の14 条例第21条の17第1項又は第4項の規定による許可を受けようとする者は、認定景観形成重要建造物に係る現状変更等(変更)許可申請書(様式第6号の3)に、別表第3景観形成重要建造物の改築、増築、移転、修繕、模様替え又は色彩若しくは意匠の変更の款に規定する図書(当該者が認定景観形成重要建造物の所有者以外の者である場合にあっては、当該図書及び所有者の意見書)を添付して、これを知事に提出しなければならない。

(保存活用計画の廃止の届出)

第17条の15 条例第21条の19第1項の規定による届出は、保存活用計画廃止届出書(様式第6号の4)によって行わなければならない。

(身分証明書の様式)

第17条の16 条例第21条の21第2項に規定する証明書の様式は、様式第6号の5のとおりとする。

第20条の2を削る。

第22条の2の3の次に次の1条を加える。

(準備書の作成を要しない行為)

第22条の2の4 条例第27条の2の7ただし書に規定する規則で定める行為は、次の各号のいずれかに該当する行為とする。

- (1) 道路その他の公共の場所から当該行為に係る部分が容易に展望できない行為
- (2) 特定建築物等(条例第2条第6号ア又はイに掲げるものに限る。)の改築又は増築であつて、次のいずれにも該当する行為

ア 改築又は増築に係る部分(以下「増改築部分」という。)の延べ面積が、50平方メートル以下で、かつ、改築又は増築を行う前の特定建築物等(以下「既存特定建築物等」という。)の延べ面積の10分の1以下であること。

イ 改築又は増築を行った後の特定建築物等の高さが既存特定建築物等の高さ以下であること。

ウ 増改築部分の外観に係る部分(道路その他の公共の場所から容易に展望できない部分を除く。以下ウにおいて同じ。)の面積が既存特定建築物等の外観に係る部分の面積の2分の1以下であること。

第22条の9中「第27条の15第1項」を「第27条の22第1項」に改め、第4章の3中同条を第22条の13に改め、同章を第4章の4とし、第4章の2の次に次の1章を加える。

第4章の3 建築物等その他の物件

(広域景観の形成が特に必要な区域)

第22条の9 条例第27条の16に規定する規則で定める区域は、次の各号に掲げる広域景観形成地域の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める区域とする。

- (1) 風景型広域景観形成地域 次に掲げる区域のうち、当該広域景観の特性に応じて知事が広域景観形成地域ごとに定める区域

ア 当該広域景観形成地域の優れた景観を構成する河川、海岸等及びそれらの周辺の区域

イ 当該広域景観形成地域の優れた景観を展望できる主要な道路、鉄道等及びそれらの周辺の区域

ウ その他知事が必要と認める区域

- (2) 沿道型広域景観形成地域 当該広域景観の特性に応じて知事が広域景観形成地域ごとに定める道路及びその周辺の区域

(管理不全状態)

第22条の10 条例第27条の16に規定する規則で定める破損又は腐食が生じた状態は、建築物等その他の物件の外壁、屋根等の外観に係る部分(道路その他の公共の場所から容易に展望できない部分を除く。)の面積に対する当該部分に生じた破損又は腐食に係る部分の面積の割合として知事が定める方法により算定した割合(次条において「破損等面積割合」という。)が10分の1を超えるものとする。

(景観支障状態)

第22条の11 条例第27条の19第1項に規定する規則で定める特に著しい破損又は腐食が生じた状態は、破損等面積割合が4分の1を超えるものとする。

(身分証明書の様式)

第22条の12 条例第27条の20第2項に規定する証明書の様式は、様式第10号の2のとおりとする。

第26条中「又は第27条の2の2の規定による届出をした者」を「若しくは第27条の2の2の規定による届

出をした者又は条例第21条の17第1項若しくは第4項の規定による許可を受けた者」に、「その代理者又は設計者」を「当該許可を受けた者、それらの代理者、設計者又は工事監理者」に改める。

第27条を次のように改める。

(適用除外)

第27条 条例第31条第2項の規定により、次の各号に掲げる市町の区域にあつては、それぞれ当該各号に定める規定は、適用しない。

- (1) 姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、豊岡市、加古川市、赤穂市、宝塚市、川西市、篠山市及び朝来市の区域 条例第2章、第3章(第15条及び第20条の2を除く。)及び第4章
- (2) 神戸市の区域 条例第4章の2第2節(条例第27条の2の2に規定する行為が神戸市都市景観条例(昭和53年10月神戸市条例第59号)第31条の4第1項に規定する景観影響建築行為に該当する場合に限る。)及び前号に定める規定

2 条例第31条第4項に規定する規則で定める法令等は、次のとおりとする。

- (1) 環境影響評価法(平成9年法律第81号)
- (2) 神戸市環境影響評価等に関する条例(平成9年10月神戸市条例第29号)

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

別表第1中「再審査意見書の写し」の右に「(条例第27条の8第1項ただし書の規定により景観影響評価書の作成を要しない場合は、景観影響評価準備書の写し及び審査意見書の写し)」を加え、同表備考3中「第4章の2」を「第4章の2第2節」に改める。

別表第3中「第17条の11」の右に「、第17条の14」を加え、同表備考3中「内容」の右に「又は許可を受けた内容」を加える。

別表第4建築等(変更)届出書及び建築等(変更)通知書の項中「風景形成地域」を「広域景観形成地域」に改め、同表景観形成重要建造物等に係る行為(変更)届出書の項の次に次のように加える。

保存活用計画(変更)認定申請書	2部
認定景観形成重要建造物に係る現状変更等(変更)許可申請書	2部
保存活用計画廃止届出書	2部

別表第4変更届出書の項中「風景形成地域」を「広域景観形成地域」に改める。

様式第1号正本の部中

景観形成地区の名称	都市計画	都市計画区域	都市計画区域内・準都市計画区域内・都市計画区域外	
		用途地域	指定()地域	指定なし
風景形成地域の名称	都市計画	防火・準防火	防火・準防火・指定なし	
		その他	高度地区・高度利用地区・その他()	

を

景観形成地区の名称	都市計画等	市街化区域	用途地域()地域	容積率 ()%	緑条例環境形成区域 第1号・第2号・第3号・第4号・第2項()
		市街化調整区域	指定区域・特別指定区域・左記以外の区域		
		上記以外の区域	用途地域()地域・指定なし		
広域景観形成地域の名称		上記以外の区域	用途地域()地域・指定なし		
景観ゾーンの区分		()景観ゾーン			

に改め、「屋上」の右に「又は屋根」を、「アンテナ」の右に「・太陽光発電設備」を加え、

景観影響評価手続 要 ・ 不要
再審査意見書の年月日及び文書番号 年 月 日 第 号

を

要 (特定建築物等の名称 再審査意見書(審査意見書)の年月日及び文書番号 年 月 日 第 号)
不要(特定建築物等でない・展望できない・規模が小さい・適用除外)

に改め、同部注意2中「その敷地の用に供する土地の面積」の欄は、当該面積が1,000平方メートルを超える」を「緑条例環境形成区域」の欄及び「景観ゾーンの区分」の欄は、景観の形成等に関する条例第23条又は第27条の2の2の規定による届出の」に改め、同部注意中4を6とし、3を5とし、2の次に次のように加える。

- 3 「緑条例環境形成区域」の欄は、緑豊かな地域環境の形成に関する条例第9条に規定する区分により記入してください。
- 4 「景観ゾーンの区分」の欄は、景観の形成等に関する条例第22条第1項に規定する大規模建築物等景観基準の規定の区分により記入してください。

様式第1号副本の部中

景観形成地区の名称	都市計画	都市計画区域	都市計画区域内・準都市計画区域内・都市計画区域外		
		用途地域	指定(地域)	容積率 %	都心部・その他
風景形成地域の名称	都市計画	防火・準防火	防火・準防火・指定なし		
		その他	高度地区・高度利用地区・その他()		

を

景観形成地区の名称	都市計画等	市街化区域	用途地域(地域)	容積率	緑条例環境形成区域
		市街化調整区域	指定区域・特別指定区域・左記以外の区域		
		上記以外の区域	用途地域(地域)・指定なし		
広域景観形成地域の名称	都市計画等	上記以外の区域	用途地域(地域)・指定なし	() %	第1号・第2号・第3号・第4号・第2項()
	景観ゾーンの区分	() 景観ゾーン			

に改め、「屋上」の右に「又は屋根」を、「アンテナ」の右に「・太陽光発電設備」を加え、

景観影響評価手続 要 ・ 不要
再審査意見書の年月日及び文書番号 年 月 日 第 号

を

要 (特定建築物等の名称 再審査意見書 (審査意見書) の年月日及び文書番号 年 月 日 第 号)
不要 (特定建築物等でない・展望できない・規模が小さい・適用除外)

に改める。

様式第2号正本の部中

景観形成地区の名称	都市計画	都市計画区域	都市計画区域内・準都市計画区域内・都市計画区域外	
		用途地域	指定 (地域)	指定なし
風景形成地域の名称	都市計画	防火・準防火	防火・準防火・指定なし	
		その他	高度地区・高度利用地区・その他 ()	

を

景観形成地区の名称	都市計画等	市街化区域	用途地域 (地域)	容積率	緑条例環境形成区域
		市街化調整区域	指定区域・特別指定区域・左記以外の区域		
		上記以外の区域	用途地域 (地域) ・ 指定なし	() %	
広域景観形成地域の名称	都市計画等	上記以外の区域	用途地域 (地域) ・ 指定なし		
		景観ゾーンの区分	() 景観ゾーン		

に改め、「屋上」の右に「又は屋根」を、「アンテナ」の右に「・太陽光発電設備」を加え、

景観影響評価手続 要 ・ 不要
再審査意見書の年月日及び文書番号 年 月 日 第 号

を

要 (特定建築物等の名称 再審査意見書 (審査意見書) の年月日及び文書番号 年 月 日 第 号)
不要 (特定建築物等でない・展望できない・規模が小さい・適用除外)

に改め、同部注意2中「その敷地の用に供する土地の面積」の欄は、当該面積が1,000平方メートルを超える」を「緑条例環境形成区域」の欄及び「景観ゾーンの区分」の欄は、景観の形成等に関する条例第27条又は第27条の2の6において準用する同条例第14条第1項の規定による通知の」に改め、同部注意中4を6とし、3を5とし、2の次に次のように加える。

3 「緑条例環境形成区域」の欄は、緑豊かな地域環境の形成に関する条例第9条に規定する区分により記入してください。

4 「景観ゾーンの区分」の欄は、景観の形成等に関する条例第22条第1項に規定する大規模建築物等景観基準の規定の区分により記入してください。

様式第2号副本の部中

景観形成地区の名称	都市計画	都市計画区域	都市計画区域内・準都市計画区域内・都市計画区域外		
		用途地域	指定（	地域）	指定なし
		容積率	%	都心部・その他	
風景形成地域の名称	都市計画	防火・準防火	防火・準防火・指定なし		
		その他	高度地区・高度利用地区・その他（ ）		

を

景観形成地区の名称	都市計画等	市街化区域	用途地域（	地域）	容積率	緑条例環境形成区域
		市街化調整区域	指定区域・特別指定区域・左記以外の区域		（ ）%	第1号・第2号・第3号・第4号・第2項（ ）
		上記以外の区域	用途地域（			
広域景観形成地域の名称		上記以外の区域	用途地域（		地域）・指定なし	
		景観ゾーンの区分	（ ）景観ゾーン			

に改め、「屋上」の右に「又は屋根」を、「アンテナ」の右に「・太陽光発電設備」を加え、

景観影響評価手続 要 ・ 不要
再審査意見書の年月日及び文書番号 年 月 日 第 号

を

要（特定建築物等の名称 再審査意見書（審査意見書）の年月日及び文書番号 年 月 日 第 号）
不要（特定建築物等でない・展望できない・規模が小さい・適用除外）

に改める。

様式第6号の次に次の4様式を加える。

様式第6号の2（第17条の12関係）

保 存 活 用 計 画 （ 変 更 ） 認 定 申 請 書				
兵庫県知事 様		年 月 日		
申請者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）				
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）				
		印		
電話（ ） - 番				
<p>景観の形成等に関する条例第21条の14第 項の規定により、保存活用計画を添付して、次のとおり申請します。</p>				
景観形成重要建造物の名称及び指定番号	第 号			
景観形成重要建造物の所在地				
敷地に関する事項	都市計画区域の内外の別等	都市計画区域内（市街化区域・市街化調整区域・区域区分未設定） 準都市計画区域内 都市計画区域及び準都市計画区域外		
	防火地域	防火地域 ・ 準防火地域 ・ 指定なし		
	その他の区域、地域、地区等	建築基準法22条区域 ・ 第 種高度地区 ・ 地区計画区域 ・ その他（ ）		
	道 路	幅員（ ）m 敷地と接している部分の長さ（ ）m		
	用途地域	（ ）地域 ・ 指定なし		
	建ぺい率の限度	%	容積率の限度	%
	景観形成重要建造物の概要	敷地面積	㎡	
建築面積		㎡	建ぺい率	%
延べ面積		㎡	容積率	%
用途		構 造		
階 数		地上 階・地下 階	最高の高さ	m
仕上材		外壁 屋根		
建築年		年		
景観形成重要建造物を活用することによりその保存を図るための行為の概要	用途の変更の有無	有（変更後の用途 ） ・ 無		
	必要な工事の種別及びその概要	改築 ・ 増築 ・ 移転 ・ 修繕 ・ 模様替え		
上記行為の際に適合が困難な建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定				
※受付欄		※処理欄		

- 注意 1 所定の欄に記入の上、該当事項を○で囲んでください。
 2 ※のある欄は、記入しないでください。
 3 この申請書には、保存活用計画を添付してください。

様式第6号の3 (第17条の14関係)

認定景観形成重要建造物に係る現状変更等 (変更) 許可申請書							
年 月 日							
兵庫県知事 様		申請者 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)					
		氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)					
		電話 () - 番					
景観の形成等に関する条例第21条の17第 項の規定により、関係図書を添付して、次のとおり申請します。							
認定景観形成重要建造物の名称及び保存活用計画の認定番号	第 号						
認定景観形成重要建造物の所在地							
行為の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで						
代理者	住所	電話 () - 番					
	氏名						
設計者	住所						
	氏名	() 建築士 () 登録第 号					
	建築士事務所	() 建築士事務所 登録第 号 電話 () - 番					
工事監理者	住所						
	氏名	() 建築士 () 登録第 号					
	建築士事務所	() 建築士事務所 登録第 号 電話 () - 番					
行為の種別	改築・増築・移転・修繕・模様替え・色彩又は意匠の変更						
行為の内容							
認定景観形成重要建造物の概要			申請部分	既存部分	合計	敷地面積との比	
	敷地面積		m ²	m ²	m ²		
	建築面積		m ²	m ²	m ²		%
	延べ面積		m ²	m ²	m ²		%
	仕上材	屋根			用途		
		外壁			構造		
	色彩	屋根			階数	地上階・地下階	
		外壁			最高の高さ	m	
※受付欄			※処理欄				

- 注意 1 所定の欄に記入の上、該当事項を○で囲んでください。
 2 ※のある欄は、記入しないでください。
 3 この申請書には、関係図書を添付してください。

様式第6号の4（第17条の15関係）

保 存 活 用 計 画 廃 止 届 出 書			
兵庫県知事 様		年 月 日	
届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）			
.....			
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）			
.....			
電話（ ） - 番			
.....			
景観の形成等に関する条例第21条の19第1項の規定により、次のとおり届け出ます。			
認定景観形成重要建造物の名称及び保存活用計画の認定番号	第 号		
認定景観形成重要建造物の所在地			
廃止の理由			
※受付欄		※処理欄	

注意 ※のある欄は、記入しないでください。

様式第6号の5（第17条の16関係）

（表面）

第	号	身 分 証 明 書	
職	氏 名		
生年月日			
上記の者は、景観の形成等に関する条例第21条の21第1項の規定により立入検査をすることができる者であることを証明する。			
年 月 日			
兵庫県知事		印	

↑
6
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル
↓

← 9センチメートル →

（裏面）

景観の形成等に関する条例（抜粋）

（立入検査等）

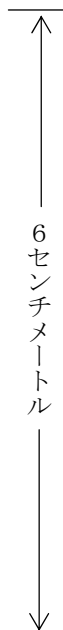
第21条の21 知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、認定景観形成重要建造物の所有者等に対して報告を求め、又は当該職員に認定景観形成重要建造物若しくはその存する土地に立ち入り、その状況を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 当該職員は、前項の規定により立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

様式第10号の次に次の1様式を加える。
様式第10号の2（第22条の12関係）
（表面）

第 号	身 分 証 明 書
職	氏 名
	生年月日
上記の者は、景観の形成等に関する条例第27条の20第1項の規定により立入検査をすることができる者であることを証明する。	
年 月 日	
兵庫県知事	印



（裏面）

景観の形成等に関する条例（抜粋）

（立入検査等）

第27条の20 知事は、前3条の規定の施行に必要な限度において、建築物等その他の物件の所有者等に対して報告を求め、又は当該職員に当該建築物等その他の物件の存する土地に立ち入り、その状況を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 当該職員は、前項の規定により立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

様式第12号中「届出者（代理者・設計者）」を「届出者又は許可を受けた者（代理者・設計者・工事監理者）」に、「風景形成地域」を「広域景観形成地域」に改める。

（屋外広告物条例施行規則の一部改正）

第2条 屋外広告物条例施行規則（平成4年兵庫県規則第69号）の一部を次のように改正する。

別表第1第2種禁止地域等の項2中「風景形成地域」を「広域景観形成地域」に改める。

（景観審議会規則の一部改正）

第3条 景観審議会規則（平成21年兵庫県規則第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号中「大規模建築物等」を「建築物等、広告物等又は自動販売機」に改め、同項第8号中「風景形成地域」を「広域景観形成地域」に改め、同項第9号中「風景形成基準」を「広域景観形成基準」に改め、同項第10号及び第11号中「大規模建築物等」の右に「又は広告物等」を加え、同項第15号の次に次

の3号を加える。

(15)の2 景観条例第21条の14第2項の規定による保存活用計画の認定又は変更の認定に関すること。

(15)の3 景観条例第21条の18第1項の規定による認定景観形成重要建造物に係る命令に関すること。

(15)の4 景観条例第21条の20第2項の規定による保存活用計画の認定の取消しに関すること。

第2条第1項第23号の次に次の2号を加える。

(23)の2 景観条例第27条の18第1項の規定による建築物等その他の物件に係る勧告に関すること。

(23)の3 景観条例第27条の19第1項の規定による建築物等その他の物件に係る命令に関すること。

第2条第1項第24号中「第27条の15第1項」を「第27条の22第1項」に改め、同項第25号中「第27条の15第3項」を「第27条の22第3項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年10月1日から施行する。

(都市景観の形成等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

2 都市景観の形成等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成5年兵庫県規則第74号）の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。